

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第5号）

平成27年6月19日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

6月18日の会議に引き続き、一般質問を続けます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○井神議長 日程第1 一般質問を行います。

通告7番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問をお願いいたします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 おはようございます。

10番、田畑昭二、平成27年6月議会の一般質問をさせていただきます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、2点、総括方式で質問いたします。

まず1点目につきまして、国保財政の健全化についてであります。

国保財政の健全化は、市民の健康増進と国保健全運営のため、医療適正化が大切であります。当市においても、生活習慣病予防を柱とした健康事業を熱心に取り組まれているところでありますが、さらに効果的・効率的な生活習慣病予防等の保健事業を行うためには、有効なデータに基づいた現状分析や課題の洗い出しが必要不可欠になってまいります。

そこで、医療機関から保険者に送られる請求書、いわゆるレセプトに着目し、活用し、成功している自治体が多くなってきております。その先駆けとして、人口24万人の広島県呉市の方式が有名であります。

レセプトには多くの場合、複数の傷病名、診療行為、投薬名などが記載されており、傷病名とそれに対応する診療行為、投薬名との関係・関連性は書かれてはおりません。また、主病名に全ての医療費が振り分けられたり、現在、治療していない過去の病名で書いてあったりしており、すなわち単純にレセプトを集計するだけでは、傷病名ごとの医療費は算出できない、治療中の傷病名が把握できない等の課題があり、効果的な保健事業への活用が困難であり、本人への適切な保健指導ができなかったと報告されておりました。

呉市は、この課題を解決するために、医療とICT、すなわち情報処理技術の両方にノウハウを持つ民間企業と協力し、企業の独自のレセプト分析技術により、傷病名と診療行為、投薬名とを関連づけることで、傷病名ごとの医療費を算出でき、

レセプトデータを保健事業に活用できる有効なデータに変えることが可能になりました。呉市は、このレセプトデータの分析結果をもとに、糖尿病の重症化予防、頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品普及のための通知といったさまざまな保健事業を実施し、投資額の約8割という成果があらわれております。すなわち医療費の削減という成果が上がっております。

例えば、ジェネリック医薬品通知で、薬剤費を年間で1億4,730万円削減、糖尿病性腎症重症化予防事業は、平成22年から25年の指導対象者260名のうち、透析移行者はゼロで、新規透析患者数の減少に貢献しているそうです。

この呉市モデルの保健事業は大きな反響を呼び、平成25年6月、国が公表した日本再興戦略に呉市モデルがデータヘルスとして明記され、法改正により平成26年度中に全ての保険者において、データヘルス実施のためのデータヘルス計画の策定が義務づけられたことで、全国への自治体への展開が進んでいるところであります。

当市におきまして、第2次岩出市長期総合計画で、国保財政健全化にレセプト点検の強化が示されておりますが、この国より義務づけられたデータヘルス計画の策定への取り組み状況はどのようなになっているか、お尋ねいたします。

2点目、観光振興についてであります。

今年度予算の配分についても観光振興に対し、ウエートを置いた予算となっております。当市においては、これから本格的な観光振興に取り組む元年と言っても過言ではないと思います。

そこで、まずお尋ねいたします。

1点目は、今議会の行政報告の中で、市事業としてのねごろ歴史資料館の基礎工法の再検討を要するとありましたが、具体的にどのような工法になるのか、説明をお願いいたしたいと思います。

2点目は、根来寺周辺観光促進事業の将来展望と将来的に当市への観光客数の目標はどのように設定されているか、お尋ねいたします。

3点目は、第2次岩出市長期総合計画には、道の駅「根来さくらの里」を拠点として観光情報の発信に取り組みます。とありますが、現在の「根来さくらの里」で対応できるのか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

田畑議員の一般質問にお答えいたします。

国民健康保険では、国保財政健全化の取り組みの1つとして、レセプト点検を強化してございます。医療費の請求書であるレセプトは、平成23年度途中に電子化され、国保連合会において電子データにより一括して経年的に管理することができるようになったことから、一次審査及び二次点検を国保連合会に委託し、点検事務の効率化を図っております。

それに加え、市では、レセプト点検専門員を雇用し、国保連合会では、点検できない部分である遡及して変更があった国保資格の有無や給付割合の誤りについての過誤返戻、訪問看護療養費に係る介護と医療情報の突合、柔道整復療養費においては、国保連合会の点検後、市においても資格及び内容点検等を実施することで、レセプト点検の強化を図っているところです。

データヘルス計画は、レセプト情報や検診等のデータを分析データとして活用し、保険者は分析に基づいた保健事業を効率的かつ効果的に展開していくため、各自治体において策定に努めることとされております。

現在、国民健康保険中央会がレセプトや検診等のデータ分析に必要なシステムを開発し、昨年10月ごろから分析データの提供が開始されたところであります。市といたしましては、今後、このシステムを活用して、国保加入者の健康状態や疾患構成等の全体像の把握に努めるとともに、これらのデータ分析に基づくデータヘルス計画を策定してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

田畑議員ご質問の2番目の1点目について、お答えいたします。

ねごろ歴史資料館建築設計を進める中で、建物の基礎構造の検討を行うに当たって調査を行ったところ、地盤に軟弱な部分があり、これに対応する設計を行った結果、法令上の基準は満たすことができる基礎構造での設計成果を得ました。しかしながら、造成工事を進める中で、予想外の湧き水があり、公共施設としての強度や耐久性を考える上で、十分な対策を施して建築を行うべきものであると判断し、改めて詳細な地質調査並びに土質試験を実施した上で、再度基礎構造の検討を行うこととしたものであります。

次に、2点目につきましては、根来寺周辺観光促進事業として、ねごろ歴史資料館並びに旧県議会議事堂を観光の拠点として、大門までの歩行経路の整備、大門前の小公園の整備、広域農道の歩道整備、また、多言語案内看板の設置などを行う計

画であります。これらの事業により観光振興を図ることで、地域の農産物や特産品を初めとして、関連する産業が全般的に活性化するように施策を展開してまいります。

なお、当事業に伴う具体的な観光客数の目標設定はございませんが、関西国際空港からのアクセスの便がよいこと、関西や近隣地域から訪れやすい位置にあることなどの好条件を生かしてPRを行ってまいります。

また、大阪府、和歌山県、泉南市並びに関係各種団体と組織する根来街道グリーンツーリズム振興協議会を最大限に活用し、大阪、泉南方面と連携した誘客活動を行うなど、積極的な取り組みを行ってまいります。

次に、3点目、根来さくらの里における観光情報の発信について、お答えします。

現在、さくらの里では、屋外に岩出市を中心とした那賀地方並びに泉州方面の観光案内看板を2基設置してあります。施設内では、観光案内パンフレットやポスターの掲示とあわせて、和歌山県が設置した道路情報端末も稼働しており、観光や道路情報の発信を行っています。

また、観光案内だけでなく、JAや生産者団体による各地の特産品の出張販売や近大水産研究所の協力を得た「めっけ丼」の販売など、県内産品の情報発信も行っております。

なお、現在、事業中であります、ねごろ歴史資料館並びに旧県議会議事堂についても、新たな観光情報の発信拠点として活用し、岩出市の情報を発信していきたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、最初の国保財政の健全化につきまして、再質問させていただきます。

岩出市の場合は、聞くところによりますと、保健事業の内容につきましては、県下トップクラスの非常にいい成績で、いろいろな面では頑張っているとお聞きしております。

その上で、今回もデータヘルス計画を今後していくという方向で、今答弁されましたけども、ある程度、具体的に、いつごろまでにどのような形ででき上がっていくのかというタイムテーブルが、もしあれば教えていただきたいなと思います。

そして、もう1つは、この保健事業は、ただ単に健全財政化だけじゃなくて、当然、医療の適正化や保険者の健康度の向上というような成果を生み出すわけですけ

ども、その波及効果としまして、被保険者の健康寿命の延伸ということで、要するに、若い方も年寄りの方でも元気で、生産年齢人口が確保できるということのメリットがあるそうですね。それと、保健業務の委託先として設立された会社が、呉市の場合、あるそうなんです、そこで50名の看護師の雇用が確保されたというふうに報告されております。

そういうことで、地方創生にもかなりつながっている事業として、非常に国としても注目しているというふうに呉市のほうでは報告されておりましたけども、そういうことで、この事業というのは、やはり、我が市にとっても非常に大切な事業でありますので、その辺も考慮されて、これから、マンパワーのこともいろいろ問題も課題もたくさんあるかもわかりませんが、その辺も先進地等の情報もしっかりとっていただいて、頑張っていたらなと思っております。

2点目の観光事業につきましてですけども、観光客数につきましては、目標設定はしておりませんという答弁でしたが、これ、誤解あったら申しわけないんですが、長期総合計画では、具体的に、平成27年度末は150万人の観光客数を見込んでいると。具体的な数字が上がっているわけですね。平成32年度は200万人という、この根拠というのは、果たしてどういう根拠で、今年度末までに、恐らく4年ほど前につくった長期総合計画ですから、そのときには、今のそういうこともあんまりわからなかった状況なんかもわかりませんが、その辺、ちょっと余りにも大きな数字が出ておりますので、何か、その当時はいろんなことが想定されて、こういう数字が出たのかなと。ただ、今、行政報告でも市長が言われましたように、観光事業というのは、岩出市にとって生命線になってくるということで、かなり先行投資も、これからはなされると。恐らく、うまく回っていけば、かなりの観光客数も見込めるし、また、にぎわいもたくさん出てきそうな場所もたくさんあると思います。

そういうことで、まず1点目は、長計で出た人数の目標設定というのは、ちょっと訂正せなあかんのじゃないかなということが1つと、もう1つは、私、個人的に前、ねごろ大唐の関係で舞鶴に視察行ったことがあります。そのときに、向こうの担当者の方が、実は国から特区申請が今おりてきたばかりですということで、書類をたくさんいただきました。

どういう特区申請かといいますと、当然、舞鶴も農業が非常に盛んで、京野菜とか、たくさんつくっているところではありますが、やはり、農業をこれからやめようかなという高齢者の方も結構いらっしゃるそうなんです。そういった方が古民家、大きな家を持っていらっしゃるんですが、その古民家を民宿にするのに、今の法律

ですと、なかなか消防法等々で民宿にするのは物すごくハードルが高いそうなんです。特区を申請しまして、ハードルを低くしますと、本当に簡単に民宿事業が可能になるということで、ようやく通ってきましたということで、そのとき、担当者がすごい喜ばれてました。

いわゆる宿泊場所ですね、それと非常に古い家に泊まりたいなという方とか、近代的なホテルもいいんですけども、そういう古民家等も民宿に、非常にもてはやされている時代に今なってきました。将来的ではありますが、岩出市も、そういう観光のにぎわいが出てきまして、できたら、岩出に1泊していただいて、ゆっくりと散策をしていただくとか、自然に触れ合うとか、また、文化・歴史等を学んでいただくとか、そういう時間的余裕をしっかりと持っていただくのにも、宿泊施設も、今現在、立派な施設いっぱいありますけども、さらに、ちょっと角度の違ったものも、これから割と、都会の方々は憧れて来られるんじゃないかなという思いがあります。

そういうことで、これからいろいろ研究していただきまして、そういう特区申請も視野に入れながら、民宿という事業をやりやすくするように、また、農家の方々も副業として、それが希望するんであればできますよということで、市のほうもバックアップしてあげられるような体制があれば、また別の事業として発展するようないい思いもいたします。それちょっと蛇足ですが、そういうことも、私、いろいろ聞いてきた経験がありましたので、つけ加えました。

この件について、何かお考えあれば答弁願います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問に一括してお答えいたします。

まず、データヘルス計画の策定に向けての具体的な進め方ということでございますけれども、市といたしましては、データヘルス計画は、複数年を計画期間として策定するものでございます。

現時点では、健診等のデータも関係することから、第2期の特定健診等実施計画の計画期間終了時期に合わせることも1つの選択肢であると考えてございます。平成29年度に一体的に策定していけたらなど、このように考えてございます。

また、策定に際しましては、レセプト等により疾病別の性・年齢別受療率や医療費の負担額が大きい疾患、医療費の負担が増大すると予想される疾患を明確にする

ことが必要であったり、また、健診データにより、性・年齢別受診率や受診勧奨の必要なものの割合等を確認すること、また、介護データから介護給付費を把握する必要がございます。その上で、保健事業の実施の対象となる健康課題を明らかにするということが必要であろうかと、このように考えてございます。

先ほど、議員のご説明にもございましたけれども、やはり、医療費の適正化という部分と保健事業を推進していくという部分でのデータベースシステムでございますけれども、やはり、出力できるデータをいかに使うかということが大切なところでございまして、それには、やはり、専門的な当然知識あるいはノウハウといったことも当然必要になってくるということでございますので、ここら辺につきましては、先進市等の情報等を収集しながら、岩出市として、健診事業、それから医療費の適正化に取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 田畑議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の長計の件ですが、平成32年で200万人の目標を持っているということは、もちろん存じております。大変厳しい数字となっておりますが、長期総合計画ですので、設定の変更というのは非常に難しいかと思えます。ただ、この目標の達成に向けて、精いっぱい努力していきたいと考えております。

次に、2点目なんですが、観光振興の研究ということで古民家というものが出されましたが、古民家そのものについての考えは、今のところ持ってないんですが、市では、観光振興によって、岩出を訪れる観光客の皆様にお金を使っていただくことが大事だと認識しております。お土産物として、農産物では、ねごろ大唐、なばな、クレソンなどの特産品の栽培奨励を行い、これらの農産物を使った加工食品や料理レシピの開発にも取り組んでいます。

また、市内では、イタリア料理、フランス料理、スイーツのお店など、女性に好まれるような飲食店も数多くあり、観光振興につながるたくさんの要素を持っていると思っています。

このような情報をウェブサイトやフェイスブック、動画サイトなど、時代に合った方法で宣伝活動を行うと同時に、先ほど申し上げました、根来街道グリーンツーリズムなど、近隣の市町と広域連携し、岩出に立ち寄っていただけるルート設定を行い、旅行会社、バス会社などに積極的に働きかけ、観光客増加を図っていきます。

また、関空に近いことから外国人観光客も増加の傾向にあります。これに対応するために、案内看板やパンフレットなどの多言語化を進め、外国人観光客の誘致に

も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告 8 番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 おはようございます。

14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、2点、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、認可保育所（公立・私立）の延長保育料についてであります。

今年度から、子ども・子育て支援法のもと、制度が大きく変更しました。保育の必要性の認定を行い、さらに、保育必要量を保育標準時間と保育短時間で区分されます。保育標準時間、月平均120時間以上の就労、保育所利用可能な時間は、平日午前7時半から午後6時半となっております。保育短時間、月平均64時間以上120時間就労、保育所利用可能な時間は、午前8時半から午後4時半までです。

岩出市の保育所開所時間は、朝の7時半から晩の7時、19時までとなっております、標準時間・短時間とも利用可能な時間を過ぎれば、延長保育が発生してきます。この延長保育、これまでは利用する場合、申請を出しておりましたが、自己負担、料金はありませんでした。制度が変更された保育標準時間では、午後6時30分を過ぎると延長となりますが、料金は無料です。しかし、短時間と認定されると、朝8時から8時半までと、午後4時30分から5時までは無料ですが、朝7時半から8時までと午後5時から、保育料のほかに延長保育を利用する場合、申請とともに、30分100円と料金が発生しています。

この延長保育に対する各園の対応、時間、料金の発生について、各園、公立・私立とも設定がどのようになっているのか、お聞きをいたします。

2点目は、延長保育料の徴収をする理由について、お尋ねいたします。

3点目は、時間外へのペナルティーについてであります。保育園は、午後7時までですので、当然、迎えもその時間に迎えに行くことが、子供にとっても不安を与えない。親子の時間をとって、コミュニケーションを少しでも多く図り、きずなを深める上でも原則であると考えますが、しかし、仕事の都合上、また、その日、そのときの交通網の事情により、時間内に子供を迎えに行くことができない状況もある場合がございます。当然、おくれる場合には園に連絡することが必要ですが、ある保護者の方から連絡があり、どうしても仕事の都合上、時間内に迎えに行けませ

んでした。そしたら、ペナルティーとしての料金、お金が発生いたしました。これまでには、こうしたことがなかったということで、このペナルティーについて、まず各園の料金、そして対応はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

次は、短時間の場合、延長保育料が発生するが、徴収をしない考えはないのか、この点についてお聞かせください。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の延長保育料の設定についてであります。保育標準時間認定の方につきましては、午後6時半から午後7時までの30分間が延長保育の対象時間となりますが、市内の公立・私立各園とも延長保育料は徴収しておりません。

保育短時間認定の方につきましては、午前7時半から午前8時半までと、午後4時半から午後7時までの3時間30分が延長保育の対象時間となりますが、このうち各園とも午前7時半から午前8時までと午後5時から午後7時までについて、30分につき100円を徴収しております。

2点目の徴収理由につきましては、従来、午後6時30分から午後7時までの延長保育30分間について、延長保育料はいただいておりますでしたが、今年度より保育短時間認定により、延長保育の対象時間が3時間30分と長時間になりますので、公立保育所においては、一部利用者負担をいただくこととしたものでございます。

また、延長保育料を徴収しないということになりますと、保育短時間認定の方が延長保育を利用して標準時間認定の方と同じ時間保育を受けた場合に、保育時間が同じであるにもかかわらず、標準時間認定の方よりも保育料が低いということになりますので、このバランスがとれるような料金設定としております。

私立保育所については、事業者が独自に延長保育料を定めることができますが、岩出市においては、公立保育所と同様の料金設定となっております。

3点目、時間外への対応につきましては、保育所の保育時間は、延長保育も含めて、各園とも午後7時までとなっております。公立保育所におきましては、保育時間を過ぎてもお迎えに来ていただけないために、やむを得ずお子さんをお預かりした場合は、以後、そのようなことがないように、保護者の方をお願いしているところでございます。

私立保育所につきましては、ほぼ公立保育所と同様の対応でございますが、1園のみ、別途、15分当たり500円をご負担いただいていると伺っております。

4点目、延長保育料の徴収をしない考えはないのかにつきましては、公立保育所につきましては、先ほど申し上げたとおり、利用者の方にも一部ご負担をいただくということと、標準時間認定の方との均衡を失することのないようにするという観点から徴収しているものであり、徴収をしないという考えはございません。

私立保育所につきましては、延長保育料金及び保育時間を超過してお預かりした場合の負担金ともに、事業者において定めるものであり、市としてお答えすることはできませんので、ご理解願います。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、延長保育に対する各園の状況をお聞きをいたしました。1点目の中では、私、ちょっと公立のことだけでしか聞こえてなかったような形なんです、私立についてお聞きしたいんですね。

ペナルティーについては、先ほど、1園だけ15分500円のペナルティーがかかっているということでしたが、延長保育も、調べたところ、公立と私立1園ですが、違いが出てきています。というのは、同じ7時半から8時までの利用については、両方とも公立も私立も100円という形になっていますが、8時から8時30分、4時半から5時までという形で、どちらか1つ、両方使用する場合は100円という形をとられている園があるわけなんです。このことについて、まず確認をとっておきます。これでおうてるのかどうかということです。

今の説明では、やっぱり違いが出てきています。同じ市内の認可保育所に通っているながら、料金の徴収について違いが出ている。この違いが出ていることに大変不公平感が出るのではないかというふうに思います。というのは、まず、先ほど言ったペナルティーの問題は、なるべく7時までに迎えに行くのが当然ではございますが、このように公立の場合は、迎えに来てくれたお母さん、保護者の方々に、しっかりお願いを申し上げて、料金は徴収していない。片方では、15分500円という形で取られていると。この違いが出ていることについて、どう考えているのかという点をお聞きをいたします。

お金で解決できない問題があると思うんです。当然、迎えに来れなかった場合には、家庭環境の問題や、お金さえ払えば見てもらえるという感覚が保護者にも生まれるのではないかと。保護者と保育者との信頼関係を築きながら、家庭の状況、保護者の状況、子供の状況を把握し、必要であれば、連携機関とも密にしながら、保護者の理解を進めていく。今、公立がやられているようなことをすることが大事だ

と考えます。

その点からしても、徴収が、片一方の私立1園では行われ、ほかの私立の園では頑張っておられるということなんですよね。そういう観点から差がついていることに対する考え方、この点についてお聞きをいたします。

子ども・子育て支援法の第59号第2号では、延長保育事業で、「特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の延長保育に係る利用料について、その全部又は一部を助成することにより必要な保育を確保する事業」とあります。このことから言えば、全部助成することができるというふうに考えられるわけですが、改めて、徴収しない考えはないのかをお聞きいたします。

最後に、現在、短時間保育と認定されている方が、就労の時間に変更があった場合、標準時間、保育への切りかえというのはスムーズに行えるのか、この点をお聞きをいたします。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

1点目が、私立についての延長保育料の状況ということであったかと思うんですが、これにつきましては、基本的には、公立と同様の料金設定になっておりますが、市来議員がおっしゃられたように、1園のみ少しだけ違う料金設定ということで、朝と夕方の両方のうちのどちらか1つの時間帯についてのみ無料ということになっているということで、おっしゃられているとおりでございます。

それから、私立保育所につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、私立保育所において独自に定めることができる部分となっております。保育所において、法令に基づいて定められている部分と、それから補助金をもらっているということによって制約がかかってくる部分と、それから事業者でありますので、事業者としての自由な裁量に基づいて経営を行う部分というふうに分かれてくるわけございまして、延長保育料、それから閉園後の一部負担金というものにつきましては、事業者において自由に定めるものでございます。

2点目につきましては、全部助成することができるということで、延長保育料を徴収しないという考えはないのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、利用者の方にも一部ご負担いただくということと、それから保育料をある程度ご負担いただかないと、標準時間の方と同じだけ延長保育で、短時間の方が

預けたというときに不公平が生じてしまいますので、その均衡をとるという意味からも徴収しないという考えはございません。

それから、標準時間への切りかえにつきましては、就労時間が変更になった場合には、当然、短時間ではなく、標準時間に切りかえてもらうということが適切であると考えております。短時間保育で延長保育料をもらってやっているということではなくて、就労時間が変わったのであれば、標準時間に切りかえていただくと、そういう形で対応をとっていくべきだと考えております。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 各園の違いについて、そして延長保育料の自己負担をなくす考えというのを聞いてまいりましたが、そうした考えはないということです。

子ども・子育て支援法の問題点が、この状況から見ても明らかになっていると思います。同じ市内の認可保育所でありながら、私立は私立の自由な経営方針があるなどといって、これについては、それぞれ認可保育所でありながら、対応が各園によって違いが出てきていると。保育の理念がそれぞれの園が違いがあっても、利用者の負担、しかも、同じ状況下において違いが生じるということは、保育サービスの質の低下につながっていると考えられるわけです。

自己負担をなくす考えはないと答弁されておりますが、ペナルティーの問題1つにしても、せめて公立水準に、公立の保育園に、私は、たった1園であっても、あわせるべきではないかと考えております。過去に、この1園というのは民営化されたところですよ。民営化によって、質の低下、サービスの低下はないというふうに行政はずっと言われてきたわけですよ。しかし、この子ども・子育て支援法が行われ、そして、このようにペナルティーについては、完全にお金で解決をしようとしている問題、しかも、短時間での延長保育にかかってくる、時間配分についてもお金が取られるというのが、公立では取ってなくも、私立では取る、1園ですが。ということになってくると。

これがサービスの低下に、私はつながっていると感じるんですが、その辺については、どのように考えているのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

今おっしゃられた中で、基本的には、今回の新しい制度に基づく問題点というふうにおっしゃられたと思うんですが、延長保育料及び保育所が閉園してからの対応ということに、いわゆる一部負担金を取るか取らないかということにつきましては、従来からでございます。今度の子育て新制度によって、そういうふうになった制度ということではございませんで、以前より、そういう形で私立保育所においては、私立保育所の裁量の中で独自に判断していたものでございます。

その中で、岩出市におきましては、以前も、それから現在も、ほぼ私立、公立と同じような対応をとっていただけているところでございます。これは市のほうから指導する権限等はございませんので、私立保育所のほうでご配慮いただいているものと認識しております。

他の県内の市、それから他府県の市も確認しましたところ、基本的には、私立保育所のそういった延長保育の状況を把握していないという回答のところも多くございます。そのぐらい指導権限というような観点では対応できないというふうに考えておるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、市来議員のおっしゃられているように、7時過ぎても迎えに来られない親御さんがいるということに対しては、私どもも懸念しております。それをお金を取れば解決するのかなと言え、そうではないということも認識しております。この1園におきましては、非常に7時過ぎても迎えに来ない親御さんが多かったようでございます。その中で、経営的な判断も含め、それから親御さんへの指導も行いという両方の対応をとりながら、現在では、料金設定と、それから親御さんへの指導ということも含めてやっていく中で、今年度においては、昨年度のような7時以降も迎えに来ないという親御さんは、ほとんどいらっしゃらないという状況に改善しておりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○井神議長　これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　熱中症対策にウォータークーラーの設置について、お聞きをしたいと思います。

子供たちの夏場の熱中症対策として、飲みやすい冷たい水で、適切な水分補給ができる冷水機を導入する学校がふえてきています。熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分、ナトリウムなどがバランスが崩れ、

体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、目まい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異状など、さまざまな症状を起こす病気です。

熱中症は、日差しの強い屋外だけではなく、室温や湿度の高い室内でも暑さによって徐々に体力を消耗することで起こります。特に、これからの季節、梅雨に向かって気温が上昇する季節には、体がなれていないため、より一層、小まめに水分補給をとることが必要だと専門家の方も言っております。

現在、子供たちには熱中症対策として、家庭から水筒を持参し、水分補給を行えるようにしていただいておりますが、保護者や子供たちからよく聞くのは、水筒だけでは足りないという声です。子供たちは、水筒が空になった場合、どうしているかという、我慢をするか、水道の水を飲むか、友達たちにもらうといった状況です。保護者からは水道水を飲ませることや、また友達の水筒を回し飲みすることへの抵抗がございます。

また、毎日、子供に水筒を持たせるわけですが、本来なら、すっかり家庭において持たせる準備をしていただくことが大事ですが、場合によって用意ができなかったり、持たせることができない家庭もございます。熱中症のリスクを防ぐためにも、学校内にウオータークーラーの設置が必要だと考えます。

そこで、現在の各学校の設置状況と設置した経緯について、お聞きいたします。

2点目は、今後設置を進めていく考えはないのか、この点をお聞かせください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

市来議員の2番目の1点目、ウオータークーラーの設置状況と設置した経緯について、お答えします。

現在、ウオータークーラーを設置している学校は、岩出中学校と岩出第二中学校です。設置した経緯につきましては、以前は、小学校にもウオータークーラーが設置されていましたが、現在、小学校には設置してございません。

2点目の今後設置を進める考えはないのかについてですが、熱中症対策として、各小中学校において、スポーツドリンクなど経口保水液をストックし、対応してございます。また、飲料水検査を那賀学校薬剤師会において実施し、本年度も6月10日に飲料水検査の結果報告をいただき、全ての小中学校において、水道水が飲料水として適したものであるとの判断をいただいております。これらのことを鑑み、現在のところ、ウオータークーラーの設置は考えてございません。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、小学校は設置、過去にされていたが、今現在はないと。1つ目は、まず、岩出中学校、そして第二中学校、各何台あるのか、お聞きをいたしたいと思います。

水道水が検査によって飲める水ということで適合しているから、今、設置の方向性はとらないというふうに言われています。ただ、水道水は大変ぬるくて、夏場の暑いときに、ぬるいというようなイメージがあるわけなんです。先ほど言われたみたいな飲料水の中の水ではなく、熱中症対策のための飲料水、これはいつでも飲めるような状況なのか、それとも、熱中症にかかって大変な状況だというときに飲ませられるものなのか、子供たちが、いつでも来たら飲めるような対応になっているのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

まず、中学校の設置台数につきましては、岩出中学校は1台、岩出第二中学校は3台でございます。

それから、2点目の学校に常備している経口保水液をいつでも飲めるのかということですが、熱中症ぎみで気分が悪いということで、保健室に来室した子供について、状況を見ながら与えているという状況でございます。

○井神議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午前11時から再開します。

休憩 (10時20分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告9番目、3番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、下水道事業について2点、留学生受け入れについて2点、生活困窮者自立支援制度について1点、質問をいたします。

まず初めに、1番目の下水道事業についてですが、下水道は生活環境の改善と雨水の排除、そして公共用水域の水質保全の目的を果たすために、都道府県や市町村が事業主体として、早期整備に向け事業を進められておりますが、岩出市において、現在の下水道事業の進捗状況と事業計画について、お聞きいたします。

2点目に、避難所に下水道が接続済みであれば、下水管とマンホールを活用し、災害時には簡易トイレが整備される利点もあることから、避難所における下水道接続状況について、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 玉田議員ご質問の1番目、下水道事業についての1点目、下水道事業の進捗状況と事業計画について、お答えいたします。

事業の進捗状況でございますが、平成13年度に第1次認可149ヘクタール、平成17年度に第2次認可変更で159ヘクタールを追加し308ヘクタール、平成22年度に第3次認可変更で179ヘクタールを追加し487ヘクタール、平成25年度に第4次認可変更で204ヘクタールを追加した691ヘクタールの事業を進めており、平成26年度末で357ヘクタールの整備が完了しております。また、今年度は、第4次認可区域の一部に事業着手し、63ヘクタールの整備を実施してまいります。

なお、今年度末には、第1次から第3次認可変更区域までの整備が完了する予定であります。

次に、事業計画でございますが、下水道事業全体計画といたしましては、境谷・押川地区を除く市内1,420ヘクタールを対象とし、平成42年度完了目標に事業を進めております。

短期目標としては、第4次認可変更区域の整備を平成31年度完了としており、第5次以降の整備につきましては、事業の進捗状況を考慮しつつ、整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、避難所における下水道接続状況についてのご質問にお答えいたします。

岩出市内にトイレ施設がある避難所は34カ所あり、下水道への接続が必要となります。現在、下水道供用開始区域内に接続が必要な避難所は10カ所あり、7カ所が

接続されております。残り3カ所のうち1カ所は市立体育館で、今年度8月中に接続工事が完了いたします。ほか2カ所につきましては、接続時期は未定ですが、引き続き接続PRを図ってまいります。

また、下水道認可区域内の未整備地区の避難所は10カ所あり、今後も計画的に整備を行い、早期接続に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず1点ですが、事業の計画についてなのですが、この下水道の事業を進めるに当たって計画ずっと進めていきますよね。その進め方については、どういう理由で進めているのか。例えば、住民さんにいろんな聞き取り調査を行って、緊急性とか、また要望が高い順にしているのか、それか岩出市独自で計画を立てて進めているのか、1点お聞きしたいと思います。

そして、もう1点は、総合福祉センター、あいあいセンターですが、あそこは、まだ下水が通っていないと思うんですが、東側と西側に道路があります。あいあいセンターの構造上、どちら側に下水管、管は両方とも通すと思うんですが、どちら側に通したほうが、あいあいセンターに接続するに当たって費用が低いのか、安くつくのか、その点教えていただけますか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 下水道の整備計画の区域の進め方についての再質問にお答えいたします。

整備計画につきましては、下水道全体計画作成時に住民の意識調査や整備の緊急性を考慮して整備計画をいたしてございます。また、認可変更区域の設定につきましては、市民の方々の整備に対するご要望、水環境の改善、整備費等々を勘案し、順次事業を進めておりますが、さらに中長期避難所などの災害時の緊急を要する施設につきましても、整備の優先順位を決めて計画してまいりたいと考えてございます。

次に、あいあいセンターの西側の道路または東側の道路、どちらが整備を目標としているのかというご質問でございますけれども、上下水道局といたしましては、現在、西側の道路に接続すべきであると考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 それでは、あいあいセンターなんですけど、西側に接続するという事なんですけど、そちらのほうが費用的にはぐんと安く費用が、余りかさまなくて済むという理解でいいんですか。その点だけ教えてもらえますか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 玉田議員の再々質問にお答えいたします。

西側の道路と申し上げましたのは、費用面だけではなく、将来的にも西側の道路のほうが接続率というんでしょうか、接続箇所がふえるであろうという認識のもとで、西側に接続したいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目に、留学生受け入れについて、2点質問いたします。

現在、岩出市において留学生の受け入れは、那賀高校が中心となりオーストラリアのクリスチャンカレッジと姉妹校として異文化交流を深めながら、現在も進められております。

まず、1点目の岩出市における留学生の受け入れ状況と協力体制について、お聞きいたします。

2点目に、留学生受け入れに協力していただいたホストファミリーには、さまざまな面で負担が生じます。そこで、今後のホストファミリー確保のために、ホストへの補助金制度の周知について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 玉田議員の2番目、留学生受け入れについての1点目、岩出市における留学生の受け入れ状況と協力体制はについて、お答えします

ここ近年の留学生の受け入れ件数は、平成22年度で25件、平成23年度で5件、平成24年度で19件、平成25年度で2件、平成26年度で17件となっております。留学生の受け入れの件数が隔年で増減しているのは、那賀高校の姉妹校であるクリスチャンカレッジとの間での留学生交流事業により、2年に一度、クリスチャンカレッジの学生を受け入れるためであります。

また、那賀高校への海外からの留学生を受け入れる国際交流活動ボランティア名簿へのホストファミリーの登録世帯数は、現在121世帯となっております。

2点目の留学生受け入れによるホストへの補助金制度と周知についてですが、岩出市国際感覚豊かな人材育成に関する補助金交付要綱によって、補助金はホームステイを受け入れた日数に2,500円を乗じて得た額とし、上限5万円としております。制度の周知については、現在、那賀高校において周知に努めておるところでございます。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 補助金制度についてですが、留学生の受け入れに際しては、長期と短期があるとは思うんです。長期・短期含めて、上限5万円の支給なのか、長期は長期、短期は短期で支給対象があるのか、その点、1点だけ教えていただけますか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 玉田議員の再質問にお答えします。

長期も短期も一律で、同等の制度ということでの扱いになってございます。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目に、生活困窮者自立支援制度について、お聞きいたしたいと思えます。

生活する上で、さまざまな困難を抱える人を地域で自立して生活できるように、個々の状況に応じ、主体性を尊重しながら相談、また支援する制度だと聞いておりますが、生活困窮といってもさまざまな理由が重なり経済面や家庭関係、精神的などの問題があると思えます。

そこで、生活困窮者支援制度の内容と実情について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員ご質問の3番目の質問にお答えします。

生活困窮者自立支援制度ですが、平成27年4月1日より法律が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置として、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等を行うもの

です。

当市としましては、今年度、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のための計画の作成などを行う自立相談支援事業と、離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住居確保給付金の支給事業を行うこととしております。

また、実情といたしましては、生活困窮者自立支援制度と生活保護法の対象者を受付の段階で正確に把握することは難しいところではございますが、4月から5月末までの間で34件の相談があり、その中で、明確にこの制度の適用となるケースは1件のみとなっており、住居確保給付金の支給にまで至っておりません。

なお、生活保護制度の利用が適当と認められる方については、従来どおり適切に生活保護につないでおります。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今回の4月から施行されております生活困窮者自立支援制度についてですが、国のほうから任意で任せているサービスが幾つか、何点かあるんですが、当岩出市においては、その任意でお願いしているサービスについては、今後導入していくのか、それか、現段階のみの体制でいくのか、その点をお聞きいたしたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

任意事業について、今後、どういうふうにしていくのかということでございますけれども、市といたしましては、まず、任意事業について、就労準備支援事業、それから一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習の延長事業、その他自立の促進の事業といったものが任意事業ということになってございます。

これらの事業につきましては、本市といたしましては、現時点においては、他市の動向を注視していくということで、当面は、やはり相談支援等必須事業の充実に努めていきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 任意事業で4項目ほどございますが、今回のこの制度で最も大事なものは、生活が困窮していくまでに、その方を救っていくということが、非常に重要でありまして、そうなれば、当然、住民の方にしては、恥ずかしくて誰にも相談できやん。

また、相談する相手がいない。いろんな状況があります。そういったときに、こういう制度があるということをもっと知ってもらうことが、非常にやっぱり重要であります。

その上で、サービスがあるということを知った上で、さらに任意のサービスを加えていく中で、初めて生活困窮者が自立へと、非常に素早く連動できる制度だと思います。

しかしながら、現段階では、その任意のサービスは、当然任意なんで、今の体制のまま行くということなんですけど、今後、福祉関係のサービスについては、さまざまな提案がされ、複雑になっていって、また業務が大変非常に多くなる中で、職員さんの負担というのが、一人一人の負担というのが非常にやっぱり大きいウエートを占めていく。

しかしながら、今回の制度というのは、本当に市民を助けるための制度でありますので、やはり、この制度を何とか100%生かしていくためにも、また任意のサービスについても、また検討していただきたいと思っておりますし、また今後、さらに、いろんなサービスが複雑になって、さまざまな事務量がふえていく中で、現段階で、このサービスを維持できるだけの今職員体制であるのか、それか、やはりサービスがふえる中では、今後、職員の増を考えていかなければならないのか、その1点だけお聞かせ願います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第二のセーフティネットとして取り組むもので、生活保護係内に、新たに就労支援員として臨時職員を雇用し、相談業務を行うこととしてございます。

現時点においては、制度がスタートしたばかりということで、対応が必要な件数あるいは時間といったところについての把握は困難というところでございますが、必須事業の進捗に支障が出ないように、スタート指導員と連携するなど、まずはその体制の確保に努めていきたいと、このように考えてございます。

また、制度の周知につきましては、ウェブサイトなどで周知を図っていきたいと、このように考えてございます。

今後の相談の件数あるいは業務に対しての時間が、恐らく、これから変わってく

るということも考えての人員ということのご質問ということでございますけれども、現時点においては、スタートしたところということでございますので、まずは今の体制の中で、しっかりと相談業務をやっていくということでございます。

○井神議長　これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、平成27年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(11時20分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成27年6月19日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員